

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

対象期間 2024.7.1～2025.6.30
事業所の名称 前橋運輸株式会社
事業所の所在地 群馬県前橋市力丸町468番地

1.派遣労働者の数(1日平均) 3(人)

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 1(件)

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 25,271(円)

派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額) 19,763(円)

マージン率 21.8(%)

4.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップ研修の種別	対象者	内容	
入社時基礎教育	新規採用者	ビジネスマナー等習得	
		関係法令教育	
		業務実地教育	
品質管理研修	1年以上継続勤務	製品の品質向上の為の基礎知識の修得	
	予定者	エアーリーナーの構造の理解及び性能向上の為の研修	
OA機器等操作教育	1年以上継続勤務	コンピュータの基本概念及び操作	
		予定者	各種情報の取扱いに関する教育
		汎用アプリケーション操作教育	
リーダー研修	リーダー	作業手順の定め方、労働者の適正な配置方法	
		指導及び教育の方法	
		作業に於ける監督及び指示の方法	

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先は下記へお願いします。

前橋運輸株式会社 本社 TEL 027-265-2331 業務部 小久保 又は 管理部 砂長

5.労働者派遣事業の業務に於ける福利厚生等

ユニフォームの提供、食堂・休憩室・ロッカー等の施設の供与あり。

6.派遣労働者の待遇に係る協定書の締結について

締結している協定労働者の範囲：全職種

協定書の有効期間終期：令和9年3月31日

マージン率(%) = (労働者派遣に関する料金の額の平均額[1日8時間あたりの額] - 派遣労働者の賃金の額の平均額[1日8時間あたりの額]) ÷ 労働者派遣に関する料金の額の平均額[1日8時間あたりの額] × 100

※マージン率には、スタッフの社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。